

第4号様式

流市民第21号
令和3年4月5日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和3年2月18日・流監第112号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部 市民課	指摘	出張所用地賃貸借契約において、過去の変更契約書の所在が不明となっているものがあった。また、現契約について、一部不整合が生じていた。文書を適正に保管するとともに、変更契約を締結し、不整合な点を解消されたい。	令和3年4月1日付で現契約を失効させ、新たな土地使用賃貸借契約を締結した。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。